

佐賀県献血推進キャンペーン業務委託仕様書

1 委託業務名

佐賀県献血推進キャンペーン業務委託

2 目的

献血の推進（普及啓発）は、病気やけがの治療で血液製剤を必要としている人を救うために必要不可欠な事業である。少子高齢化により将来的に献血可能人口が減少していく中、必要な献血量を確保し続けるためには、次世代の主要な献血者となる若年層の中から多くの献血協力者を確保していく必要がある。献血未経験の若年層が、実際に献血を行い、その後も継続して献血に協力していくには、早い段階での最初のきっかけ作りが重要である。そこで、若年層にとって身近な情報収集手段である SNS やラジオ、イベント等を通じて献血推進を発信することにより、若年層を中心とした幅広い年齢層の献血者数の増加を図る。

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 18 日（木）までとする。

4 業務概要

- (1) 次世代の主要な献血者となる若年層に、早い段階から献血の必要性を理解してもらうため、佐賀県内の高等学校の校内放送を利用し、献血推進を呼びかける。
- (2) (1) の他に、一般の方も参加できる独自の献血推進イベントを開催する。
- (3) (1)、(2) の模様、その他献血推進に関する内容を SNS やラジオ等で発信する。
- (4) 献血時に骨髄ドナー登録もできることも併せて呼びかける。

5 業務方針

- (1) 若年層である高校生に献血の意義等を理解してもらい、献血を始めるきっかけ作りにする。
- (2) テレビ又はラジオ放送及び SNS 等を通じて、若年層だけでなく幅広い年齢層の周知に繋げる。
- (3) 若年層をメインターゲットとした印象に残りやすい効果的なイベントを通じて、多くの方に献血の意義等を訴求する。
- (4) 各イベントでは、献血バスの配車や献血バス等との連携により、動機付けからその実行までをスムーズに誘導できる体制であることが望ましい。

6 委託業務の内容

- (1) 全般的事項
ア 企画

以下の条件を満たす効果的な内容を企画すること。

- ・ 主に佐賀県民に向けた内容であること。
- ・ 参加者及び視聴者等が献血の意義等を感じ取り、献血推進に繋がるものであること。

イ 広報宣伝活動

企画に沿って、戦略的な広報計画を策定したうえで、以下を参考に、より効果的な時期及び手法により広報宣伝を実施すること。

- ・ 広報物のデザイン、制作、印刷、作成、配布等
なお、デザイン等に関しては変更可能な段階で県と協議すること。
- ・ テレビ又はラジオ等の各種メディアを活用した宣伝活動
- ・ ホームページ、SNS 等各種情報発信媒体を活用した告知
なお、更新可能な媒体を活用する場合は、随時情報を更新すること。
- ・ その他、仕様書に示した内容以外の効果的な手法の提案等を行うこと。

ウ 実施期間

契約締結日より令和 9 年 3 月 18 日（木）まで

(2) 高等学校の校内放送を利用した啓発イベント

ア 実施高等学校の選定

本業務の方針に賛同し、本イベント実施に協力いただける県内の高等学校を選定すること。なお、イベント当日に、献血バスを受け入れることが可能な高校が望ましい。

イ イベント内容

本業務の方針に沿って、高校生の理解を深め、また、印象に残りやすい、効果的なイベントを企画すること。

イベントの企画に当たっては、以下の内容を考慮すること。

- ・ 昼休みや終業時間後等の一定の時間（30 分程度）を確保すること。なお、学校の事情により一定の時間を確保できない場合には、県と協議すること。
- ・ 会場の設営及び撤去、器材の調達、人員配置（司会進行等）の一切を行うこととし、可能な限り高校生は参加型とする。

ウ 実施期間

契約期間内の 1 日（全学年が登校する日に限る。）

※ 複数日行うことを妨げない。

(3) 参加者を限定しない啓発イベント

ア 開催場所の選定

本業務の方針に合致し、管理者に協力いただける場所を選定すること。場所の選定に当たっては、以下の内容を考慮すること。

- ・ 一定の通行人、施設利用者等が見込める場所であること。

- ・ 通行人等の目に入りやすく、容易に立ち寄れる場所であること。
- ・ イベント当日に、献血バスを配置可能な場所が近くにあることが望ましい。

イ イベント内容

本業務の方針に沿って、一般の方が気軽に参加等できるイベントを企画・実施すること。

イベントの企画に当たっては、以下の内容を考慮すること。

- ・ 印象に残りやすい、独創性のあるイベントであること。
- ・ 近隣の住民や施設に迷惑がかからないこと。
- ・ 会場の設営及び撤去、器材の調達、人員配置（司会進行等）の一切を行うこと。
- ・ 献血バスの配車や献血バス等との連携により、イベント参加者等のうち希望する方を献血に誘導できる体制であることが望ましい。

ウ 実施期間

契約期間内の 1 日

※ 複数日行うことを妨げない。

(4) テレビ又はラジオ放送、SNS 等

ア テレビ又はラジオ放送

以下の内容を満たす放送をすること。

- ・ キャンペーン期間中に 1 回以上、テレビ又はラジオ番組内で献血を呼びかける特設コーナーを設ける（10 分程度）。また、その内 1 回以上は（2）、（3）のイベントの様態を紹介すること。
- ・ 上記番組の放送の告知 CM 及び下記（イ SNS 等）の告知 CM を放送。
- ・ 多くの学生が視聴可能な時間に放送するよう配慮すること。

イ SNS 等

以下の内容を満たすコンテンツを配信すること。

- ・ （2）、（3）のイベントの様態を紹介する動画
- ・ その他、若年層に献血の意義等が伝わる効果的なコンテンツ

7 契約上限額

990 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

8 留意事項

- (1) 委託業務の内容については、県と受託者とで協議を行い、決定する。
- (2) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (3) 国や県、関係市町、県内の献血関係団体等の事業と連携しながら取り組むこと。
- (4) 業務遂行にあたっては、委託業務を統括し、県からの指示を受ける窓口として責任者

と当該業務の従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。

- (5) 本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、業務の一部についてあらかじめ書面により佐賀県の承諾を得た場合は、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して本要領が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。
- (6) 本委託業務において、第三者（本県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (7) 本事業において作成される成果物の著作権については、全て佐賀県に帰属する。ただし、企画競争に応募された著作物についての著作権は除く。本事業において作成された成果物への著作者人格権は行使しないものとする。
- (8) 委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。